

令和2年度答申第63号
令和3年1月20日

諮問番号 令和2年度諮問第70号（令和2年12月3日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）4条及び6条3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定（以下「受給資格の認定」という。）の申請をすることができなかつたやむを得ない理由はやんだとして行った過年度分の就学支援金の支給に係る受給資格の認定申請について、A教育委員会（以下「処分庁」という。）が法6条3項に規定する「やむを得ない理由」に該当しないとして不認定とした（以下「本件不認定処分」という。）ことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）法の目的

法1条は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における

教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とすると規定している。

(2) 就学支援金の受給資格

法3条1項は、就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について支給すると規定している。同条2項は、就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しないと規定しており、同項1号は高等学校等を卒業した者、同項2号は高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者、同項3号は、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げている。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。平成29年政令第301号による改正前のもの。以下「施行令」という。）1条2項は、法3条2項3号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等の市町村民税所得割の額が304,200円以上である者とする規定していた。

(3) 受給資格の認定

法4条は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならないと規定している。

(4) 就学支援金の支給

法6条2項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給資格の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日(同条3項において「申請日」という。))の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると規定している。

法6条3項は、受給権者がやむを得ない理由により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用す

ると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 平成29年4月、審査請求人は、B高等学校（以下「本件高等学校」という。）に対し、受給資格の認定の申請に係る確認書（以下「申請確認書」という。）の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出しません」欄にレ点を付して提出した。本件高等学校の学校長（以下「本件高等学校長」という。）は、同年6月2日付けで、同年4月分から6月分までの授業料等の納付について審査請求人に対して通知した。

（高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請の確認書、授業料等の納付について（お知らせ））

- (2) 平成29年6月、審査請求人は、本件高等学校に対し、申請確認書の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出しません」欄にレ点を付して提出した。本件高等学校長は、同年8月25日付けで、同年7月分から平成30年6月分までの授業料等の納付について審査請求人に対して通知した。

（高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請の確認書、授業料等の納付について（お知らせ））

- (3) 審査請求人は、平成30年6月13日付けで、本件高等学校に対し、申請確認書の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出しません」欄にレ点を付して提出した。本件高等学校長は、同年8月27日付けで、同年7月からの授業料等の納付について審査請求人に対して通知した。

（高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請の確認書、授業料等の納付について（お知らせ））

- (4) 平成30年10月10日、審査請求人は、本件高等学校を通じ処分庁に対して、申請確認書の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出します」欄にレ点を付すとともに、保護者等の平成29年分の市民税・県民税（所得・課税）証明書を添付して、受給資格認定申請書（初回時）を提出した。処分庁は、同年11月1日付けで、就学支援金の受給資格認定及び同年10月分から平成31年6月分までの就学支援金の支給決定（支給予定）を行い、本件高等学校長は、平成30年11月6日付けで、審査請求人に通知した。

（高等学校等就学支援金に係る受給資格認定の確認書、高等学校等就学支

援金 受給資格認定申請書（初回時）、平成29年分市民税・県民税（所得・課税）証明書、高等学校等就学支援金の受給資格認定及び支給決定（支給予定）について、高等学校等就学支援金の受給資格認定及び支給決定（支給予定）（平成30年10月～平成31年6月分）について）

(5) 審査請求人は、令和元年6月7日付けで、処分庁に対して収入状況届出書（2回目以降）を提出した。処分庁は、同年8月6日付けで、同年7月分から令和2年3月分までの就学支援金の支給決定（支給予定）を行い、本件高等学校長は審査請求人に通知した。

（高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降）、高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）について（令和元年7月～令和2年3月分）、高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（令和元年7月～令和2年3月分））

(6) 令和2年7月13日、審査請求人は、本件高等学校を通じ処分庁に対して、法4条及び6条3項に基づき、平成29年4月分から平成30年9月分までの就学支援金（以下「過年度分の就学支援金」という。）の遡及支給を求めて、受給資格の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をした。

（高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（初回時）、理由書）

(7) 処分庁は、令和2年7月28日付けで、本件事案は本人の責めに帰さない場合に当たるとはいえず、法6条3項の「やむを得ない理由」に該当していないとして本件不認定処分をし、本件高等学校長は、同月29日付けで、審査請求人に対して通知した。

（高等学校等就学支援金の受給資格認定申請について、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請について（過年度分）決裁）

(8) 令和2年8月24日、審査請求人は、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として審査請求を行った。

（審査請求書、補正書）

(9) 令和2年12月3日、審査庁は、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成29年3月22日の入学説明会では「本件高等学校においては、例年7割程度の生徒が受給資格の認定を受けています」等の分かりやすい表

現の説明はなく、本件高等学校の受給資格の認定申請に係る説明が分かりにくいものであった。このため、「就学支援金は返還が必要なもの」と誤った認識をしてしまい、「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出しません。」にレ点を付した申請確認書を提出することになってしまった。正確に理解できたのは、法定代理人Pが平成30年10月8日に同市内の別の県立高校に通う生徒の保護者から就学支援金の受給要件を知ったときであり、高等学校等就学支援金事務処理要領（文部科学省初等中等教育局財務課高校就学支援室、第4版）（以下「事務処理要領」という。）第三章2の制度の周知においては、「不知や勘違い等により受給できないことがないように周知を図ること」としているにもかかわらず、また、別の県立高校は電話による再確認の作業を行っている中で、本件高等学校は平成29年3月22日の入学説明会及びその後の事務処理作業において、不知や勘違い等により受給できないことがないようにするための周知や対策を講じていなかった。本件高等学校においても電話やチラシ等による注意喚起や再確認の作業は十分可能であったはずであり、この事案の発生の起因は、本件高等学校において新入生及び保護者に向けた分かりやすい丁寧な説明と申請確認書提出後の確認が不足していたためである。

(2) 受給資格の認定要件に該当することを把握した場合には速やかに申請者が救済されるような対応をすべきであり、本件不認定処分により、審査請求人は、就学支援金の受給する法的権利を侵害されている。

(3) 以上の点から、本件不認定処分は、法6条の規定に違反し違法であるので取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件不認定処分が法4条に違反するかの検討

就学支援金の受給権は、申請に基づき付与される権利であり、受給権を放棄することも、受給権者であれば可能であると解されることから、処分庁が、平成29年4月、同年6月及び平成30年6月の各申請確認書の受領をもって法4条に基づく受給資格認定の処分を行なわなかったことについては、同条を始め関係法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものといえる。

2 審査請求人による受給権放棄が民法（明治29年法律第89号。平成29年法律第44号による改正前のもの）95条により無効となるかの検討

審査請求人は、就学支援金の支給要件という、就学支援金の認定申請を検討する上で極めて重要な点に関して錯誤しており、このことは法律行為の要

素に関する錯誤であったものといえる。しかしながら、各申請確認書に「高等学校等就学支援金は返済不要です。」との記載もあり、通常期待される注意をもって申請書類一式を通読したならば、就学支援金の制度を誤認することはなかったはずであり、審査請求人の判断には重大な過失が認められ、審査請求人は錯誤による無効を主張することはできず、受給権放棄は何らの瑕疵なく成立したものと考えられ、有効な受給権放棄に基づいて行われた本件不認定処分は関係法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものといえる。

3 法6条3項に基づく就学支援金の遡及支給が認められるかの検討

就学支援金の遡及支給は、受給資格の認定申請ができなかったことにつき、やむを得ない理由が認められる場合に行われるものである。審査請求人は重大な過失に基づく錯誤によって受給権を放棄していることからすると、受給資格の認定申請をすることができなかったことに関し、真に審査請求人の責めに帰することのできない客観的な事情が存在し、申請日の属する月前について就学支援金を受給できないことが極めて酷である場合に当たるとはいえず、就学支援金の遡及支給を認めることはできない。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年12月3日、審査庁から諮問を受け、同月24日、令和3年1月14日及び同月20日の計3回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年12月18日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各決定処分の適法性及び妥当性について

(1) 次のアからカの事実は、関係資料（上記第1の2「事案の経緯」における関係資料は記載を省略する。）により認められるものである。

ア 入学説明会時資料における記載について

平成29年3月22日開催の入学説明会時の資料「入学のしおり」及び「平成29年度高等学校入学対象者 就学支援金申込みの手引き」には、一定基準（保護者等（親権者）の市町村民税所得割の合計が304,200円であること）未満の方は国から授業料と同額の就学支援金が県に直接

交付されること、一定基準未滿と判断された方は授業料の負担はないが、基準を超えた方、申請手続を行わない方は授業料を納付する必要があることが説明されていた。

（「入学のしおり」平成29年度、平成29年度高等学校入学対象者
就学支援金申込みの手引き）

イ 申請確認書における注意事項の記載について

平成29年4月、同年6月及び平成30年6月、本件高等学校は、審査請求人に対して受給資格の認定の申請を行うか否かの意向確認を行った。意向確認の様式「高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請の確認書」（A4版1枚。申請確認書）の最終行には「高等学校等就学支援金は、返済不要です。」と注記されていた。

（平成29年度高等学校入学対象者 就学支援金申込みの手引き、高等学校等就学支援金の手続について（平成29年6月申請）、平成30年以降就学支援金が支給されるための手続きについて【7/2（月）締切】）

ウ 審査請求人の申請確認書における記載

審査請求人は、平成29年4月、同年6月及び平成30年6月（同月13日付け）、各申請確認書の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出しません。」欄にレ点を付して提出した。

（高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請の確認書）

エ 審査請求人の行った受給資格の認定申請

平成30年10月10日、上記第1の2事案の経緯のとおり、審査請求人は、本件高等学校を通じ処分庁に対して、申請確認書の「受給資格認定申請書又は収入状況届出書を学校に提出します」欄にレ点を付して、受給資格認定申請書（初回時）を提出し、処分庁は、同年11月1日付けで、就学支援金の受給資格認定及び同年10月分から平成31年6月分までの就学支援金の支給決定（支給予定）を行い、本件高等学校長は、平成30年11月6日付けで、審査請求人に通知した。

さらに、審査請求人は、令和元年6月7日付けで処分庁に対して収入状況届出書（2回目以降）を提出し、処分庁は、同年8月6日付けで同年7月分から令和2年3月分までの就学支援金の支給決定（支給予定）を行い、本件高等学校長は審査請求人に通知した。

オ 審査請求人が行った就学支援金の遡及支給に係る受給資格の認定申請

令和2年7月13日、審査請求人は、本件高等学校を通じて処分庁に対

して、法4条及び法6条3項に基づき過年度分の就学支援金の支給を求め、本件認定申請をした。

カ 本件不認定処分

処分庁は、令和2年7月28日付けで、本件事案は本人の責めに帰さない場合に当たるとはいえず、法6条3項の「やむを得ない理由」に該当していないとして、本件申請を不認定とする処分（本件不認定処分）をし、本件高等学校長は同月29日付けで審査請求人に対して通知した。

(2) 法3条1項は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金を支給する旨規定した上で、その例外として同条2項の就学支援金を支給しない者として、同項3号において、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げ、さらに施行令1条2項において、上記政令で定める者を保護者等の市町村民税所得割の額が304,200円以上である者とする旨規定する。法令上、申請期限及び申請内容の補正手続等について規定がなく、受給要件を充足するか否かの確認方法は、法令上、専ら申請者の提出した申請書によることとされているものではないが、法4条は、就学支援金の支給を受けようとするときは、都道府県知事又は都道府県教育委員会の受給資格の認定を受けなければならないと規定し、法6条2項は、就学支援金の支給は、受給資格の認定申請をした日の属する月から始めると規定する。

(3) そうすると、就学支援金の受給資格は申請に基づき付与される権利であることから、審査請求人が、平成30年10月10日付け受給資格認定申請書（上記(1)エ）を提出するまでの間は、自ら平成29年4月、同年6月及び平成30年6月の各申請確認書（「受給資格認定申請書又は収入状況届書を学校に提出しない。」欄にレ点を付している。）を提出し、受給資格の認定申請を行わなかったため、過年度分の就学支援金の受給権を取得しなかったものである。

(4) 次に、令和2年7月13日に審査請求人がした過年度分の就学支援金の支給に係る受給資格の認定申請の本件不認定処分について検討する。

法6条2項は、就学支援金の支給は、受給資格の認定申請をした日の属する月から始めると規定し、遡及支給しないとの原則を明らかにし、一方、同条3項は、同条2項の例外を定めたものであるが「やむを得ない理由」については何ら具体的な規定がない。そこで、同条3項が適用されるべき

場合に当たるか否かは、当該事案における就学支援金制度についての情報提供の内容や程度、生徒又は学生のそれぞれの家庭内の事情などを総合的に考慮して、受給資格の認定申請をできなかったことについて相応の客観的な事情が認められるかどうかを個別具体的に判断するのが妥当であると解される。「やむを得ない理由」については、審査庁は、事務処理要領の第Ⅱ部第二章Q6-11において、災害への被災や長期にわたる病欠、税の更正、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないときなど、本人の責めに帰さない場合が考えられるとしており、この説明は、同項に規定する「やむを得ない場合」の解釈として一応の合理性を有すると解される。

審査請求人は、不知や勘違い等により受給できないことがないようにするための本件高等学校の周知や対策が不足していたことにより「就学支援金は返還が必要なもの」と誤認して受給資格認定申請書を学校に提出しない旨の申請確認書を提出したものであって、就学支援金の受給権が侵害されていると主張する。しかし、上記（1）ア及びイのとおり、各申請確認書には「高等学校等就学支援金は、返済不要です。」と注記されるなど、本件高等学校は不知や勘違い等により受給できないことがないように注意を喚起し相応の周知を図っていたことが認められ、審査請求人は各申請確認書の注記や入学のしおり等の説明に容易に気づくことができたと考えられることから、審査請求人の主張は法6条3項の「やむを得ない理由」には該当しないと認められ、過年度分の就学支援金の支給に係る受給資格要件を満たしていないとして不認定とした処分（本件不認定処分）に違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	佐	脇	敦子

委 員 中 原 茂 樹